

2025年6月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

6月の全体の相談受付件数は計95件で、前月と比較すると24件増(新車関係13件増、中古車関係16件増、その他5件減)となっています。また、対前年同月比では20件減(新車関係11件減、中古車関係9件減)となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせ等が全体の約39%(37件)、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ等が全体の約37%(35件)を占めています。また、「広告代理店」からの問い合わせ等のうち、広告主が「メーカー系ディーラー」の問い合わせ等(12件)を合わせると、「メーカー系ディーラー」に関連したものが全体の約49%(47件)を占めています。

【相談者の内訳・2025年6月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	39	50	6	95
広告代理店	22	13	2	37
メーカー系ディーラー	12	19	4	35
自動車関係団体	1	8	0	9
中古車専門店	2	10	0	12
中古車情報誌社	0	0	0	0
メーカー	1	0	0	1
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	0	0	1

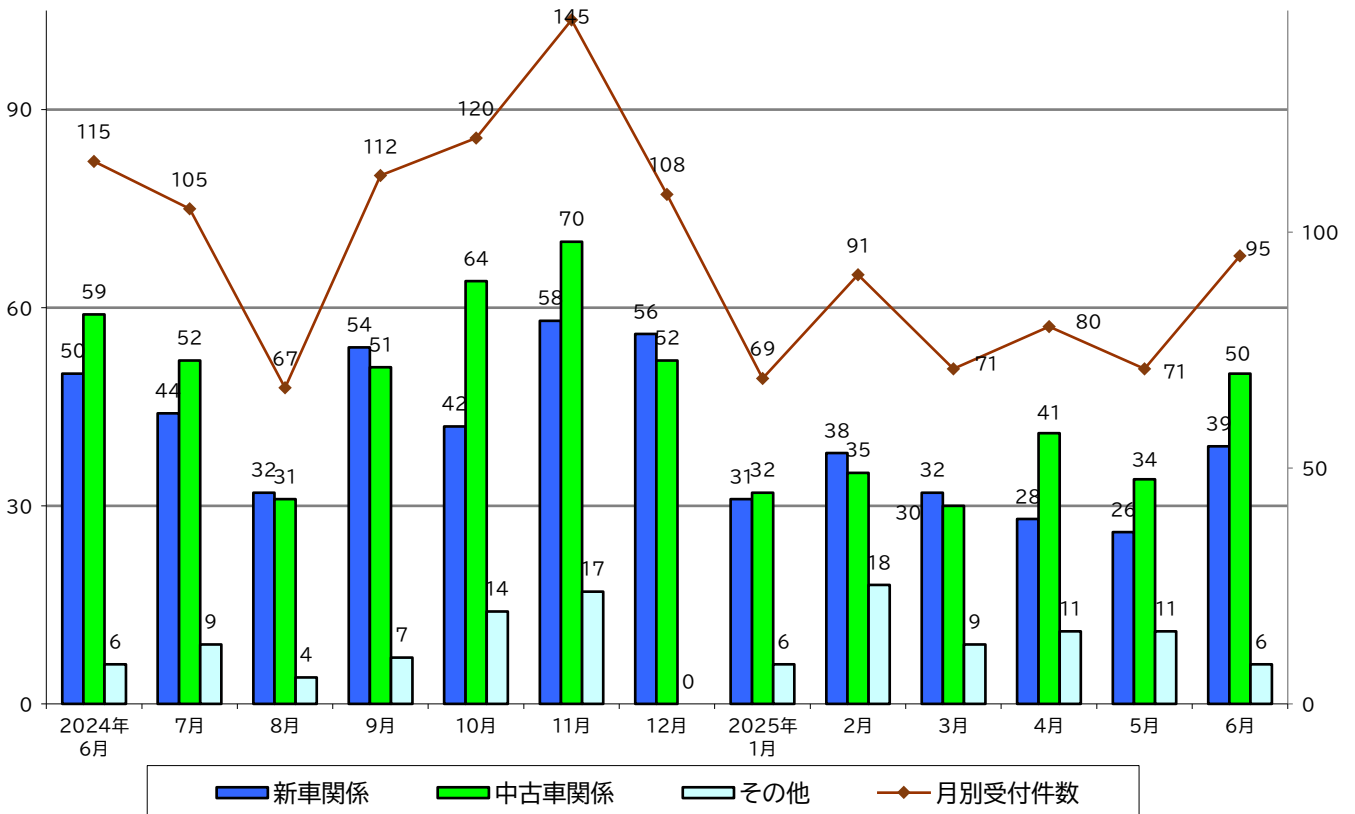


広告代理店からの問い合わせ等における広告主の内訳	
メーカー	5
メーカー系ディーラー	12
中古車専門店	3
その他	3

【相談受付件数の推移・2024年6月～2025年6月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が44.4%(12件)を占めており、「割賦・リース」に関する問い合わせ等が多く寄せられています。

また、景品関係については、「総付景品(もれなく)」に関する問い合わせが多く寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	27	69.2%	その他相談	3	7.7%
景品関係	9	23.1%	合計	39	100.0%

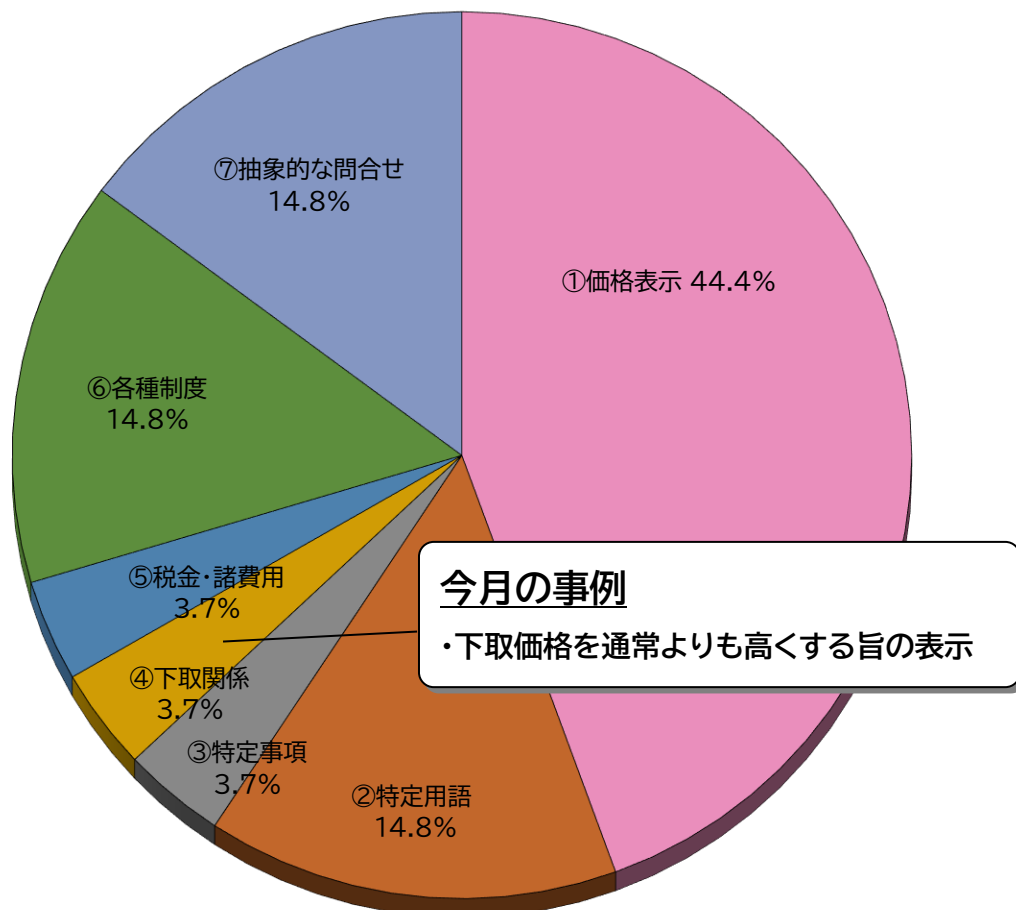
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	12	44.4%	③特定事項	1	3.7%
表示方法	3	11.1%	安全・環境	1	3.7%
付属品・特別仕様	2	7.4%	④下取関係	1	3.7%
値引き表示	2	7.4%	⑤税金・諸費用	1	3.7%
割賦・リース	5	18.5%	諸費用	1	3.7%
②特定用語	4	14.8%	⑥各種制度	4	14.8%
最上級	1	3.7%	補助金関係	4	14.8%
完全・完璧	1	3.7%	⑦抽象的な問合せ	4	14.8%
抽象的用語	1	3.7%	広告表現の可否	4	14.8%
新発売等	1	3.7%	合計	27	100.0%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	7	77.8%	一般懸賞(抽選等)	2	22.2%
			合計	9	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例【新車関係】

〔下取価格を通常よりも高くする旨の表示〕

Q 下取車の入庫を目的としたキャンペーンを実施する際に、「下取価格5万円UPキャンペーン」、「査定0円の車でも5万円で下取ります！乗り換えるなら今がお得！！」等、「下取価格を通常よりも高くする」旨を表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

6/5~6/7 下取価格 **5万円UP キャンペーン！**
査定0円のおクルマでも **5万円で下取ります！**
乗り換えるなら今がお得！！



☆☆☆ **新型スカーレット 登場！**☆☆☆

A 下取車の価格は、年式や品質、車検残存期間等により1台毎に異なり、またその評価も販売店毎に異なるなど、絶対的、不変的なものではありません。そのため、消費者にとっては実際に表示どおりのことが行われているかどうかを判断するのが非常に難しいといえます。

また、表示どおりのことが行われない場合（「下取価格が通常に比べ5万円プラスされていない」、「本来5万円以上価値のある下取車の価格が（最低保証の）5万円に抑えられてしまい、お得でない」）や、表示どおりのことが行われたとしても、その分、新車の値引きが減額されてしまうことも考えられ、そのような場合は不当表示となります。

したがって、「下取価格を通常よりも高くする」旨や「査定が0円の車でも●万円で下取（最低保証）する」旨の表示は、消費者の不信を招くおそれがあり、不当表示未然防止の観点からも慎む必要があります。

なお、例えば、新車を成約し、かつ、下取車のあるお客様に、もれなくオプション等を景品として提供することは可能です。（景品規約により、最高額は取引価額（新車）の価格の20%以内）

【正しい広告表示の例】

下取車のある方に朗報！ 6/5~6/7 まで
期間中、新車ご成約&現在お乗りの車を下取りに出していただくと、
もれなく **●●●● をプレゼント！！** 詳しくはスタッフまで



新型スカーレット 登場！

3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせが33.3%（15件）、『必要表示事項』に関する問い合わせが17.8%（8件）となり、両項目で表示に関する問い合わせの約51%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	45	90.0%	その他相談	2	4.0%
景品関係	3	6.0%	合計	50	100.0%

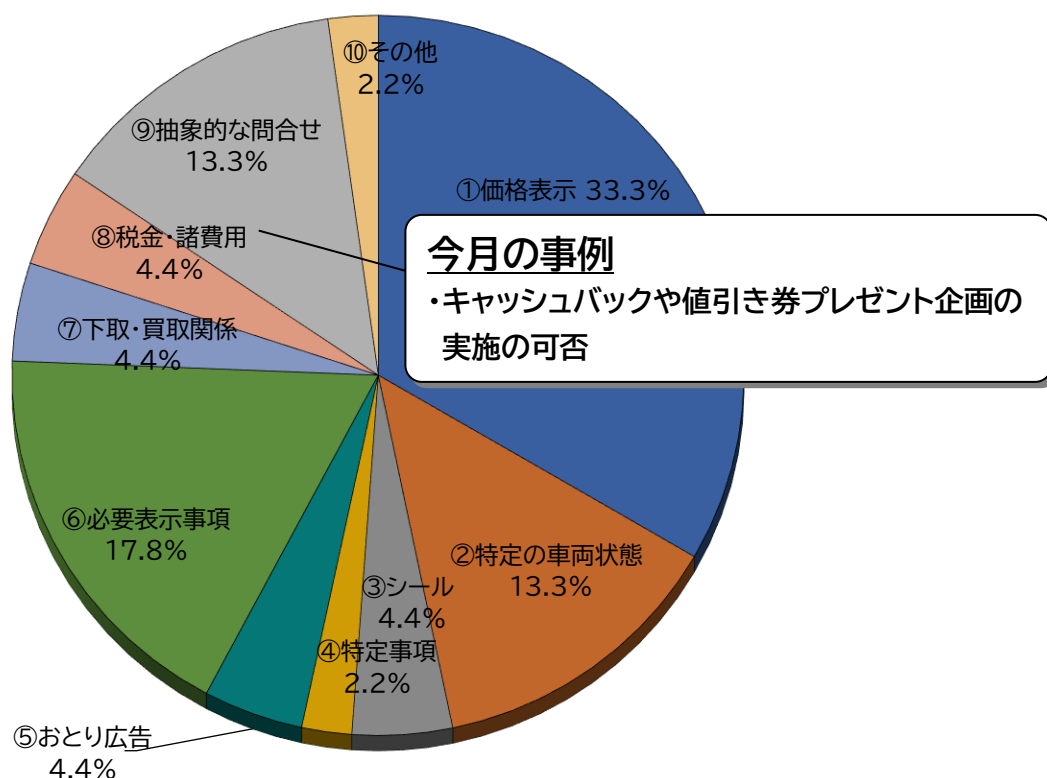
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	33.3%	⑥必要表示事項	8	17.8%
表示方法	4	8.9%	走行距離数	1	2.2%
付属品・特別仕様	1	2.2%	車検証の有効期限	1	2.2%
値引き表示	3	6.7%	整備実施状況	1	2.2%
支払い総額	3	6.7%	リサイクル料金	1	2.2%
割賦・リース	3	6.7%	必要表示事項全般	4	8.9%
その他（価格）	1	2.2%	⑦下取・買取関係	2	4.4%
②特定の車両状態	6	13.3%	⑧税金・諸費用	2	4.4%
③シール	2	4.4%	諸費用	2	4.4%
④特定事項	1	2.2%	⑨抽象的な問合せ	6	13.3%
品質	1	2.2%	広告表現の可否	6	13.3%
⑤おとり広告	2	4.4%	⑩その他	1	2.2%
			合計	45	100.0%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	100.0%	合計	3	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔キャッシュバックや値引き券プレゼント企画の実施の可否〕

Q 車両価格100万円以上の中古車をご成約いただいたお客様を対象に、購入支援として
もれなく5万円をその場でキャッシュバックする、もしくは、もれなく中古車購入時に使用
できる5万円値引き券をプレゼントする企画を広告したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

期間中、車両価格100万円以上の中古車成約で、もれなく、
その場で**5万円**キャッシュバック！！
4月1日(水)～4月24日(金)まで

A 中古車購入時に使用できるクーポン券(値引き券)を提供する旨や購入時にキャッシュ
バックする旨を表示した場合、表示価格から一律に値引きして販売する旨を申し出ている
ことから、二重価格表示(値引き表示)と同様に扱うこととなります。

中古車については、品質の劣化や車検残、自賠償保険・自動車税の未経過分の減少などにより、
時間の経過とともに経済的価値が変動し、商品の同一性が失われていく商品であることから、
「過去の販売価格」等を比較対照価格とした二重価格表示(値引き表示)は、一般消費者に販売
価格が実際のものよりも著しく安いと誤認される不当な二重価格表示に該当するおそれがある
ため、行うことはできません。

なお、例えば、中古車を成約したお客様に、もれなくオプション等を景品として提供することは
可能です。(景品規約により、最高額は取引価額(中古車)の価格の20%以内)

<中古車における二重価格表示の考え方>

- ◆二重価格表示とは、自己の販売価格に当該販売価格より高い他の価格(これを「比較対照価格」といいます)を併記して表示するものをいい、その内容が適切な場合には、一般消費者の適正な価格選択と事業者間の価格競争の促進に資する面があります。
- ◆しかしながら、「同一ではない商品の価格」を比較対照価格に用いる場合や、「実際とは異なる」又は「曖昧な」表示が行われる場合は、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える不当表示に該当するおそれがあります。
- ◆二重価格表示は、一般的には「過去の販売価格」、「市価や特定の競争事業者の販売価格」、「希望小売価格(新車時価格)」を比較対照価格に用いて表示が行われますが、中古車は、以下のような特性のある商品であることから、二重価格表示にはなじまない商品であると言えます。
 - ①車両の品質劣化や車検残及び自賠償・自動車税の未経過分の減少等により経済価値が下落(値落ち)するなど、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であること
 - ②車名や年式、走行距離等が同じであっても、使用状況等により一台毎に品質が異なる商品であり、同一の商品に関する市価や特定の競争事業者の販売価格を算定することは困難であること
 - ③一旦登録され、又、使用に供された商品であり、新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品である(新車と中古車は同一商品とは言えない)こと